

裾野市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、裾野市議会議員（以下「議員」という。）の果たすべき職責に鑑み、議員が長期にわたって市議会の会議等を欠席した場合及び刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分を受けた場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、裾野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和63年裾野市条例第7号。以下「議員報酬等条例」という。）の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市議会の会議等 次に掲げるものをいう。
 - ア 裾野市議会の定例会及び臨時会の議員全員で構成する本会議
 - イ 裾野市議会委員会条例（昭和52年裾野市条例第1号）に基づき設置された委員会
 - ウ 裾野市議会会議規則（昭和52年裾野市議会規則第1号。以下この号において「規則」という。）第166条の規定に基づき設置された議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場
 - エ 規則第167条に規定する議員の派遣
 - オ 規則第106条に規定する委員の派遣
- (2) 長期欠席 議員が、療養等の正当な理由により、市議会の会議等を初めて欠席した日から次の市議会の会議等に出席した日の前日までの期間（以下「長期欠席期間」という。）が90日を超えた場合の欠席をいう。
- (3) 議員活動 市議会の会議等に出席し、議会活動を行うものをいう。
(長期欠席に係る届出)

第3条 議員は、長期欠席をするとき又は長期欠席が見込まれるときは、診断書等を添えて、議長にその旨を届け出なければならない。この場合において、当該議員が自ら届け出ることができないときは、当該議員の代理人として当該議員の親族が届け出ができるものとする。

2 議員は、前項の届出後に市議会の会議等に出席することができることとなったときは、議長にその旨を届け出なければならない。

(長期欠席期間の決定)

第4条 議長は、前条第1項の届出があった場合には、議会運営委員会に諮って議員活動ができない期間の内、長期欠席期間を決定しなければならない。

2 議長は、議員が長期間議員活動を休止していると認めるときは、前条第1項の規定による届出がない場合においても、議会運営委員会に諮ってこれを調査し、その議員活動ができない期間の始期又は終期を定め、長期欠席期間を決定することができる。

3 議長は、前2項の決定をしたときは、速やかに当該議員又はその親族に対し書面により通知しなければならない。

(議員報酬の減額)

第5条 第3条第1項の届出のあった議員の議員報酬の額は、議員報酬等条例第2条の規定にかかわらず、同条の規定により受けるべき議員報酬の額から、長期欠席期間に応じて、当該議員報酬額に次の各号に掲げる長期欠席期間の区分に応じ、当該各号に定める割合（以下「減額割合」という。）を乗じて得た額を減じた額とする。

- (1) 90日を超えて180日以下の期間 100分の25
- (2) 180日を超えて270日以下の期間 100分の50
- (3) 270日を超えて365日以下の期間 100分の75
- (4) 365日を超える期間 100分の100

2 前項の規定は、議員が市議会の会議等を初めて欠席した日から起算して 90 日を超える日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、長期欠席後に初めて市議会の会議等に出席した日又は第 3 条第 2 項の届出のあった日のいずれか早い日の前日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）まで適用する。

3 前 2 項の規定により議員報酬を減額して支給する場合において、減額する月（以下「減額月」という。）の初日から末日までの間に減額割合が異なる場合の議員報酬の額は、当該減額月の現日数を基礎として日割りにより計算する。

（期末手当の減額）

第 6 条 議員報酬等条例第 5 条第 1 項に規定する基準日（以下「基準日」という。）の前 6 月以内の期間において、前条の規定による議員報酬を減額して支給した月があるときの期末手当は、議員報酬等条例第 5 条の規定にかかわらず、同条の規定により受けるべき期末手当の額から、欠席期間に応じて、当該議員の期末手当の額に前条第 1 項に定める減額割合を乗じて得た額を減じた額とする。この場合において、議員報酬の減額割合が異なるときは、高い方の減額割合を適用する。

（適用除外）

第 7 条 次に掲げる事由により市議会の会議等を長期欠席したときは、前 2 条の規定は適用しない。

- (1) 静岡県市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償条例（平成 18 年 3 月 28 日組合告示第 283 号）の規定により認定された公務上の災害又は通勤による災害
- (2) 議員の出産（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条第 1 項又は第 2 項（同項ただし書を除く。）に規定する産前産後の期間に限る。）

(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 18 条第 1 項に規定する患者又は無症状病原体保有者である場合

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、議員活動ができない正当な理由と議長が認めた場合

（議員報酬の一時差止め）

第 8 条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他身体を拘束される処分を受けたときは、議員報酬等条例第 2 条の規定にかかわらず、当該処分を受けた日から当該処分を解かれる日までの間、当該期間に係る日割りにより計算した額の議員報酬の支給を一時差し止める。

2 前項の規定において、当該処分を受けた日の属する月の議員報酬について既に支給されていたとき、又は一時差し止めることができないときは、翌月の議員報酬から当該一時差止めに係る額を差し引いて支給する。ただし、議員の辞職その他の事由により翌月の議員報酬から差し引いて支給することができないときは、前項の規定は適用しない。

（期末手当の一時差止め）

第 9 条 基準日の前 6 月以内の期間において、前条の規定により議員報酬の支給を一時差し止められ、かつ、当該基準日において、なおその判決が確定していないときは、議員報酬等条例第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、期末手当の支給を一時差し止める。

（議員報酬及び期末手当の支給）

第 10 条 前 2 条の規定により支給を一時差し止められていた議員報酬及び期末手当は、当該一時差止めに係る刑事事件について公訴を提起しない処分が行われたとき、又は当該一時差止めに係る刑事事件の無罪判決（同様の効果を有する判決及び決定を含む。）が確定したときは、その処分の日又は判決が

確定した日の属する月の翌月の議員報酬の支給日に支給する。この場合において、当該議員が議員の資格を失っているときも同様とする。

(議員報酬及び期末手当の不支給)

第11条 第8条及び第9条の規定により支給を一時差し止められていた議員報酬及び期末手当は、当該一時差止めに係る刑事事件の有罪判決が確定したときは支給しない。

2 議員が刑事事件に係る刑の執行として刑事施設に収容される処分を受けたときは、その日から当該処分が終了するまでの間において、当該期間に係る日割りにより計算した額の議員報酬は支給しない。

3 基準日の前6月以内の期間において、前2項の規定により議員報酬を支給しない月があるときは、当該基準日に係る期末手当は支給しない。

(端数計算)

第12条 この条例の規定により計算した議員報酬及び期末手当の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(減額等の効力)

第13条 この条例の規定により議員報酬等を減額し、一時差し止め、又は支給しないこと（以下「議員報酬等の減額等」という。）とされた議員が、再び議員の資格を得た場合は、前任期中の議員報酬等の減額等の効力は及ばない。

(疑義の決定)

第14条 この条例の適用に関し、疑義が生じたときは、議長が議会運営委員会に諮り決定するものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に長期欠席している議員については、この条例の施

行の日からその期間を起算する。

3 この条例の施行の際現に刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他身体を拘束される処分を受けている議員については、この条例の施行の日に当該処分を受けたものとみなして、この条例を適用する。